

○計画策定にあたって

・計画策定の趣旨

本計画は、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）の規定により、過疎地域と見なされる、旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村の 3 地域の振興発展の指針とするため、「青森県過疎地域自立促進方針」、「むつ市長期総合計画」及び「新市まちづくり計画」との整合を図りながら策定するものである。